

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの 復旧・復興に関する決議

令和6年能登半島地震の発生から1年9カ月が経過し、被災自治体の懸命な取組をはじめ、国や県、全国各地からの支援により、インフラの復旧、被災家屋の公費解体、災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが少しずつ進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興は、昨年9月に発生した奥能登地域への豪雨災害などによる複合的な被害のほか、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等により、長期化が懸念されており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- (1) 大規模な被害により被災地支援や被災者の避難に多大な支障を生じている幹線道路及び生活道路の迅速な復旧や、橋梁、トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興のため、権限代行などの支援のほか、全面的な財政支援措置を講じること。
- (2) 上水道並びに下水道及び浄化槽などの汚水排水の早期復旧を図るため、復旧工事等を担う技術者や施工事業者等の確保に対する支援など、各被災自治体への支援を強化すること。
- (3) 地盤隆起等によって甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、専門的な知識を要することから、国において必要な技術的な支援と財政支援を講じること。

2 液状化被害地域の復旧

- (1) 広範な液状化被害地域の早期復旧を図るとともに、再液状化を防止するため、引き続き国において必要な技術的支援及び財

政支援を講じること。

- (2) 側方流動により大きく移動した土地境界の画定手法を早急に確立するとともに、被災自治体の財政負担軽減に配慮すること。また、地籍再調査事業に係る支援を講じること。

3 被災者の生活支援

- (1) 被災者生活再建支援法の適用について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大など、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るとともに、加算支援金の申請期限を延長すること。また、地域福祉推進支援臨時特例交付金について、交付対象地域を拡大すること。
- (2) 被災地における各種検（健）診や予防接種について、国の直轄事業化を図ること。
- (3) 被災者見守り・相談支援等事業の国庫補助率について、発災後4年目以降も地方負担が生じることがないように支援を拡充すること。
- (4) 今後の激甚災害発生時に向け介護サービス利用料一部負担減免の制度化を検討すること。また、減免に伴う費用については、災害救助法の対象経費とすること。
- (5) 被災住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災年度後2年度分とされている特例措置適用期間を延長すること。

4 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

- (1) 被災自治体が、中長期の派遣職員の受入れに要する経費について、現在8割となっている特別交付税措置を東日本大震災並みの全額まで拡充すること。
- (2) 今後の大規模災害発生時には、応援自治体が不安なく、被災自治体を支援できるよう、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派遣に係る経費に対し、全額特別交付税措置を講じること。
- (3) 農地・農業用施設の災害復旧に係る設計書作成等の支援のため、長期にわたる技術職員を派遣すること。
- (4) 住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

5 被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教員が業務過多となっていることから、教員の加配措置をはじめ、こころのケア担当職員やスクールカウンセラーの派遣を継続、拡充するとともに、学校がすべての子どもの居場所となるよう、学級運営の課題解決を支援する体制を整備すること。また、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

6 災害廃棄物の処理支援

- (1) 震災及び豪雨で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の復旧をはじめ、仮置場の運営や災害廃棄物の輸送などに対し、必要な支援を講じること。また、被災自治体負担額の更なる軽減を図るとともに、今後の大規模災害においては、被災自治体の財政力等を考慮し、国又は県で災害等廃棄物処理事業を実施できるよう体制を整備すること。
- (2) 建物の公費解体については、解体までに時間を要する建物が多数あるため、令和8年度以降についても引き続き必要な財政支援措置を講ずること。

7 災害復旧・復興に向けた支援

- (1) 震災からの復旧・復興には長い時間と多額の経費が見込まれることから、被災地の復旧・復興等に要する経費について、速やかなる生活基盤の回復に向けての支援と中長期の財源確保ができるよう地方財政措置の拡充及び継続を図ること。
- (2) 大規模災害により被災した公共施設等災害復旧に対する一般単独災害復旧事業債の交付税措置率を補助・直轄災害復旧事業債並みに拡充すること。
- (3) 災害復旧事業の積算額と実態が乖離し、入札の不調等が頻発していることから、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、実態に基づいた間接費の割り増しや積算基準の見直し等、必要な措置を講じること。
- (4) 小中学校施設の災害復旧事業について、現在地での原形復旧が原則となるが、児童生徒数の減少に応じ、新たな場所での再整備を可能とするなど、被災地の社会的情勢に応じた柔軟な補助内容とすること。また、被災自治体の財政負担の軽減を図ること。
- (5) 消防・防災関係施設や社会教育施設の迅速な復旧のため、補

助率の嵩上げを行うとともに、機能向上を含んだ復旧が行なえるよう、補助の対象を拡大すること。

- (6) 児童福祉施設等の学校教育部分のみが補助対象となる借用土地等災害復旧事業について、保育部分を対象に追加し、施設設置者の経済的負担を軽減すること。
- (7) 住民の避難等により受診患者が激減している被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、補助金や特別交付税などによる財政的支援を講じること。
- (8) 近年の気候変動により、想定を上回る降雨を伴う線状降水帯が頻発し、豪雨災害が激甚化していることを踏まえ、災害復旧に係る経費のほか、予防保全的に行う土砂災害対策及び治水対策等に対する財政措置を充実すること。
- (9) 公共下水道区域の見直し等により、下水道を廃止し、個別処理の浄化槽で復旧する場合においては、下水道による復旧と同等の財政措置を講じること。
- (10) 被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。

8 避難者の受入を行う自治体等への支援

- (1) 住み慣れた地域を離れて仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認や福祉的サポート体制を充実のため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。
- (2) 広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制の構築と財政支援の拡充を図ること。

9 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

- (1) なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者への支援、飲食業界への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。
- (2) なりわい再建支援補助金について、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (3) 事業活動の休業や縮小を余儀なくされた事業所に対する雇用調整助成金の特例措置の支給期間及び支給日数を延長するとともに、助成率の更なる引き上げを行うこと。

- (4) 被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。
 - (5) 農林漁業施設や農地等の災害復旧事業の早期の事業完了に向けて、特段の措置を講じるとともに、事業継続に意欲のあるすべての農林漁業者に支援が行き渡るよう、農業機械再取得等支援事業の申請受付期間の延長等、長期的な財政支援措置を講じること。
- 10 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援
- (1) 被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸やインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。
 - (2) 被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。
 - (3) 北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施すること。
 - (4) 間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。
- 11 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援
- (1) 震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。
 - (2) 存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化）」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。
 - (3) 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）のうち用具等整備事業に係る補助対象経費の上限撤廃について、令和8年度以降も継続すること。
- 12 今後の防災対策
- (1) 防災・減災対策を引き続き、充実強化させるため、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債については制度を継続すること。
 - (2) 防災力の向上のため、防災関係機関の設置及び緊急物資の備

蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。

- (3) 災害時の孤立状態を回避するため、能越自動車道など高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上決議する。

令和7年10月16日

第187回北信越市長会総会